

## 第三者による米国の情報提供制度に関する Final Rule

2012年07月23日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

第三者による情報提供制度 (Preissuance Submissions By Third Parties) が America Invents Act (AIA) において成文化され、本情報提供の期間については、以下のように規定されました。

(A) 許可通知の発送日、

(B) 出願公開日から6ヶ月、又は第132条に基づく1stOA発行日のいずれか遅い方であって、(A) (B)のいずれか早い日より前まで。

また、提供情報は、特許・刊行物に限られ、情報提供者は、利害関係者の明示が不要であり、例えば法律事務所や弁護士の名義でも情報提供が可能です。更に、特許出願と提供情報との関連性に関する簡潔な説明書等の提出が必要とされていました。

このたび、USPTOは、2012年7月17日に、官報において、第三者による情報提供制度の実施規則に対する変更 (Final Rule) を公表しました。\*1

### 【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

\*1 LINK: <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2012-07-17/pdf/2012-16710.pdf>